

札幌大学学生の表彰に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、札幌大学学則第36条の規定に基づき、学生の表彰に関して必要な事項を定める。

(表彰基準)

第2条 学生の表彰の基準は、次の各号に掲げるいずれかに該当する者とする。

- (1) 品行方正で、学業に特に優れた成績を修めた者
- (2) 本学における課外教育活動の成果が特に顕著であり、かつ課外教育活動の振興に功績があったと認められる者
- (3) 社会活動において優れた評価を受け、かつ本学の名誉を著しく高めたと認められる者
- (4) その他前3号と同等又はそれ以上の表彰に価する行為があったと認められる者

(表彰)

第3条 表彰は、学長が行う。

2 表彰者に、副賞を授与する。

(表彰の種類)

第4条 表彰の種類は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 正課学修奨励賞

本学の正課教育に意欲的に取り組んだ結果、総合的に優れた学修成果をあげた学生又は専門教育において目ざましい成果をあげた学生で、かつ人物にも優れた学生を称えとともに、より一層の学修を奨励するものであり、優秀賞、奨励賞及び特別賞とする。

(2) 課外学修奨励賞

本学の教育目標に適合する正課外の学修活動に真剣に取り組み、その結果優れた具体的な成果をあげ、かつ人物にも優れた学生を称えとともに、より一層の研鑽を奨励するものであり、学長賞、優秀賞及び奨励賞とする。

(3) 課外活動奨励賞

本学学生の多種多様な課外活動(社会貢献・地域貢献活動を含む)への取り組みや参加を促し、その活動を活性化させることを目的として、課外活動において優れた具体的な成果をあげた団体・個人を表彰し、今後の一層の研鑽を奨励するものであり、学長賞、優秀賞及び奨励賞とする。

(4) 卒業特別表彰

本学在学中、正課学修、課外学修又は課外活動もしくは地域貢献・社会貢献活動において顕著な成果をおさめた学生を卒業式において、学長が表彰し、記念品を授与する。

(運用基準)

第5条 前条に規定する表彰の種類についての運用基準は別に定めることとし、必要に応じて毎年度見直しをすることができる。

(表彰の時期)

第6条 表彰の時期は、原則として4月及び10月とする。

(所管)

第7条 この規程に関する事務の所管は、学務部教務課とする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、常勤理事会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成2年2月1日から施行する。

附 則(平成19年4月1日)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年10月1日)

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則(令和7年4月1日)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。